消費者教育の推進について

環境生活総務課 消費とくらしの安全室

自治体の責務と事務

地方公共団体の責務(第5条)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

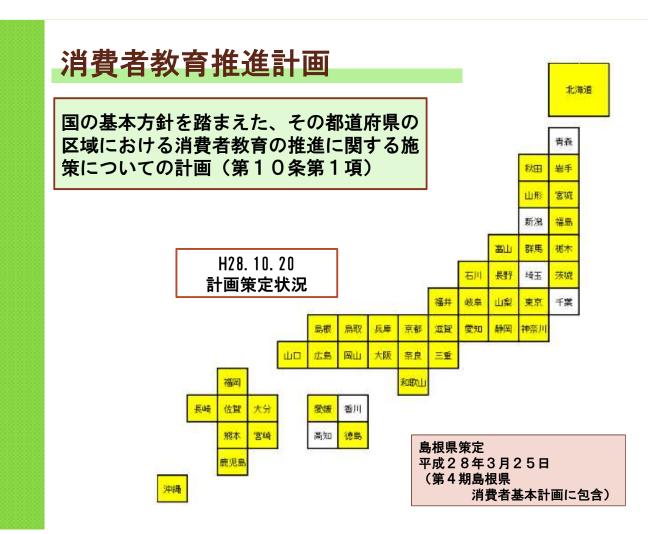
消費者教育推進法の事務設定 (第10、20条 努力規定)

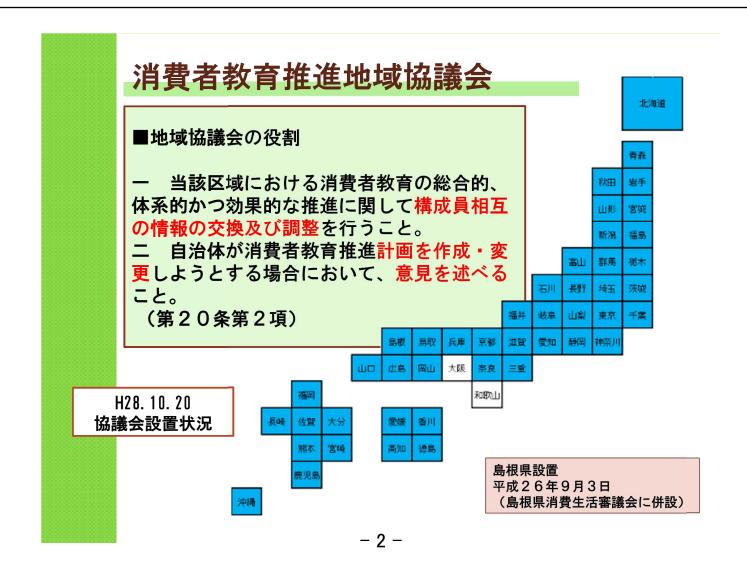
市町村

都道府県

消費者教育推進計画の策定

消費者教育推進地域協議会の設置





消費者市民社会の考え方

消費者教育推進法の定義(第2条第2項)

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に 尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代 にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得る ものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積 極的に参画する社会

「消費者市民社会」とは?

消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に 積極的に参画する社会です。

> それは、一人一人の消費者が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外 の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に 参加する社会を意味します。

> 消費者が大量生産・大量消費・大量廃棄の経済の波に流されて漂流する存在から、持続可能な社会、経済の実現に向けた舵取 り役となることです。(「消費者教育推進のための課題と方向 | 平成24年4月6日公表・消費者教育推進会議の報告より)

エシカル・コンシューマー

ethical 倫理的 な 消費者

consumers

- ▶ グリーン購入
- ◆ フェアトレード
- ▶ マイバッグ
- 地產地消 etc.



※平成29年4月に消費者庁「倫理的消費」調査研究会が「取りま とめ~あなたの消費が世界の未来を変える~」を公表しました。

平成29年度消費者教育関係事業

- (1)消費者教育推進連絡会議(教科研究会・教委・消費室)
- (2) 消費者教育実践研究委託(成果を「すくすく消費者」に掲載)
- (3) 啓発資料の作成・配布
 - ①「くらしのアドバイス」(高三生向け)
 - ②「子どもたちも小さな消費者」(小六保護者向け)
 - ③「すくすく消費者」(教員向け)
- (4) 各種講座の開催
 - 〇消費者問題出前講座(要望に応じて学校・公民館などで開催)
 - 〇消費者リーダー育成講座(全4回の入門講座)
 - 〇消費生活相談員養成講座(全8回の受験対策講座)
- (5) 消費者教育担当教員研修会
 - 夏 国民生活センター講座への教員派遣(各研究会の推薦による)
- 冬 派遣教員を講師とした県内フィードバック研修の実施

消費者教育推進地域協議会の今後

- (1) 開催方法
 - 〇日常的な情報交換手段の構築(メーリングリストなど)
- (2)関係者との連携
 - 〇消費者教育推進会議との連携
 - 〇関連教育推進団体(例:金融広報委員会)との連携
- (3) 国基本方針「中間的見直し」の示す課題
 - 〇市町村による消費者教育推進の支援
 - 〇消費生活センターの消費者教育の拠点化
 - 〇消費者教育の担い手及びコーディネーター役の育成
 - 〇消費者市民社会教育の浸透

消費者教育の推進に関する法律の概要

	%# 	2000年
目的(第1条)	国と応力の貝弥と夫加事は	36天 池 事 頃
• 消費者教育の総合的•一体的な推進	Ħ	地方公共団体
- 国民の消費生活の安定・向上に寄与 定義(第2条 <u>)</u> 『消費者教育』	<u>責務(第4条)</u> 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、 実施	<u>責務(第5条)</u> 団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策 策定、実施(消費生活センター、教育委員会その 他の関係機関と連携)
消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動	財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上(推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)
(消費者が王体的に消費者市民社会の形成に参画することの 重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。) 『消費者市民社会』	基本方針(第9条) •消費者庁·文部科学省が案を作成·閣議決定	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画
・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会なかは軸口が近時で開始と思いませば、個ケートの自治	・基本的な方向・推進の内容等	・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
産済情勢及い地球環境に影響を及ほし侍ることの目見 ・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画	消費者教育推進会議(第19条)	消費者教育推進地域協議会(第20条)
基本理念(第3条)	消費者庁に設置(いわゆる8条機関)	都道府県・市町村が組織 (努力義務)
・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援	①構成員相互の情報交換・調整~総合的、体系的 かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更に意見	①構成員相互の情報交換・調整~総合的、体系的 かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更に意見
体系的推進 ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮効果的推進 ・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応・多様な主体間の連携	委員(内閣総理大臣任命) ~消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・ 学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員 を置く(政令で規定)	構成 ~消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、 消費生活センター等
・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供	義務付け(国·地方)	努力義務(国および地方)
・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	〇学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、 人材の活用	〇教材の活用等(第15条) 、 〇調査研究(第17条)
消費者団体 (努力義務) (第6条) ~自主的活動・協力 事業者・事業者団体(努力義務) ~施策への協力・自主的活動(第7条) ~消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	〇大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 〇地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 〇人村の育成等(第16条)	〇情報の収集(第18条) t

者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行

〇消費

〇内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。

~平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を 〇基本方針の方向=誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じ-

提供し、効果的に推進

宏 〇手段=幅広い担い手(国・地方、行政・民間、消費者自身)の支援、育 担い手間の連携、情報共有の促進

消費者教育の推進の意義

経済社会の

・ブローバル化/高度情報化/高齢化⇒消費者被害の多様化・複雑化 ・大量生産 大量消費 大量廃棄/大震災の経験⇒消費行動の課題

被害を防ぐ消費 ・ルールを知り 者の努力 厳格な法執行

ルール整備

- 持続可能な消

者の社会的役割 の自覚 費の実践、消費

消費者支援· 救済施策

被害に遭わない消費者、 ・消費者の自立を支援

よりよい市場、よりよい社会の発展 に積極的に関与する消費者の育成 費者市民社会の形成に寄与 決定のできる消費者の育成

消費者教育の推進の基本的な方向

青報の「見える化」⇒多様な担い手が共有 領域・段階ごとに目標を設定 On 費者教育の体系的推進

商品等の安全 消費者市民

社会の構築

対象領域



各段階



情報とメデ



画

消費者の特性・場の特性に応じた万法で実施

主体的に判断し責任をもって行動できる能力を育む 若年者の被害防止・成年年齢引下げに向けた環境整備の観点等から、

8 (o) 244

消費行動の社会経済への影響等、多角的視点で情報提供 〇国からの地方支援

〇各主体の役割と連携・協働

消費者行政と教育行政

事業者団体 地方公共団体と消費者団体、 ○環境教育・食育・金融経済教育・法教育等との連携推進

連携・展開による相乗効果・教材等のコンテンツの共通化など

国と地方公共団体

S

(消費者教育推進地域協議

体間のネットワーク化

地域における多様な主

情報提供による支援

財政支援、

消費者教育の推進の内容

様々な場での推進

地域社会(地域、家庭) 職域

〇基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計 市町村消費者教育推進計画を作成(努力義務)

国・地方、多様な担い手の指針

平成25年度~29年度の5年間

概要

大学·専門学校等) 学校(小·中·高校、

·消費者団体、NPO、地域福祉関係者 •小·中·高校•大学等の教職員 ·事業者·事業者団体等 ·消費者

ო 人材(担い手)の育成・活用

阃

平成25年6月

- 教材等の作成、 情報収集·提供 調査研究 資源等

活用

モデル地区における先進的な実践 効果的な情報提供方策の開発 ~特に高齢者・障害者向け

消費者行政部局と教育行政部局、福祉関係部局、

行政各部局間、多様な担い手との連携

担い手としての事業

、高齢者・障害者見守り、

商工部局との連携

事業者団体との連携)

合理的意思

多様な実践を共有し、相互に連携・協働 消費者学習の国民的な運動

国民生活センターが支援

消費生活センターを拠点化

(消費者教育-人材育成

焸

コーディネーターの育成、 多様な関係者のつなぎ役、

地域と学校のつなぎ役

コーディネーターの育成 / 情報提供

消費者市民社会概念の研究・普及

できる場の提供 優れた活動を奨励

(消費者支援功労者表彰制度等)

消費者教育の日、週などの制定

との連携 関連する他の消費者施策 \geq

自主的・合理的な選択 安全・安心の確保

の機会の確保

消費者意見の反映・透明性確保 苦情処理・紛争解決の促進 **დ** 4

リスクコミュニケーションの強化 食品と放射能に関する理解増進

食品表示の理解増進

事故・トラブル情報の迅速的確な分析、原因究明

数材への反映

⇑

今後の消費者教育の計画的な推進

今後の推進方策

くの反映 ・各都道府県・市町村での推進の支援・推進会議・小委員会での検討、施策・専門委員:地域ごとの代表を任命

基本方針の達成度の検証(5年の見直し

基本方針の見直し=中間的に3年を目途 見直

達成度の検証

各府省庁で今後実施の施策を (25年内目途) 取りまとめ

地方支援

推進計画策定、地域協議会設置に向け、 事例集の作成・説明会等で情報提供 推進会議の地方開催

・消費者教育推進のための指標化

・すべての都道府県で推進計画の策定、 地域協議会の設置を目指し、

〇様々な場

※兩 学校

職城

知 対

〇対象領域・生活のあらゆる領域

- 消費がもつ影響力の理解 ・持続可能な消費の実践・消費者の参画協働 消費者市民 社会の構築
- ・選択し、契約することへの理解と考える態度・生活を設計管理する能力 ・情報の収集・処理・発信能力・情報社会のルールや情報モラルの理解 ・商品安全の理解と危険を回避する能力 トラブル対応能力 商品等 生活の管理 情報と

と契約

の安全

쌞

福祉関係 回

連携

国民生活センター

事業者団体

消費者教育推進会議

H

各省庁

消費者団体

消費者庁

文部科学省

各種全国組織

幅広い主体が連携

・消費生活情報に対する批判的思考力

メドト

(消費者教育センター)

消費者教育·

消費生活センタ

人材育成の拠点

〇消費者の特性

就労状況等

消費者教育推進地域協議会

都道府県-市町村

推進会議の地域開催

支援

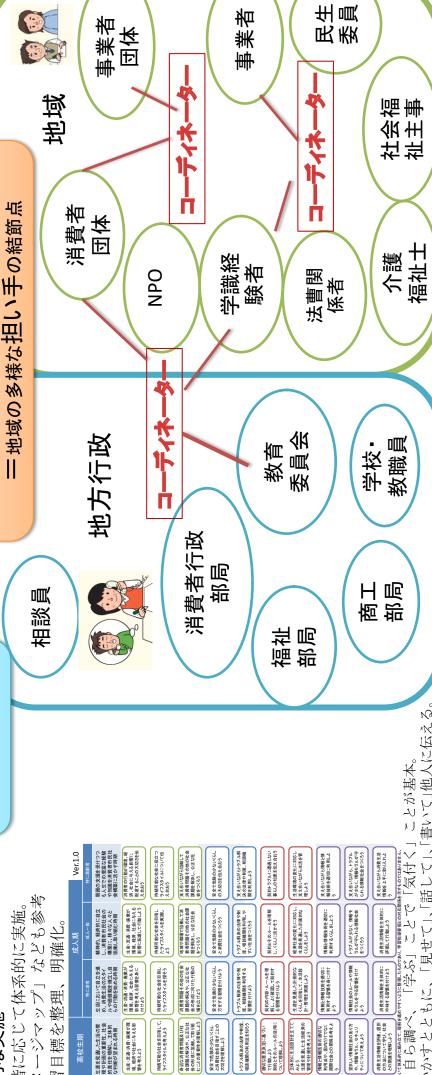
「消費者教育の体系イメージマップ」なども参考 明確化。 にしながら、発達段階ごとの学習目標を整理、 その際、

契約トラブルに遭遇しない 暮らしの知恵を伝え合お 支え合いながら情報と情 阪技術を適切に利用しま 支え合いながら消費生! 情報を上手に取り入れ。 女え合いながら、トラ が少なく、情報モラル られる情報社会をつ 消費生活情報を主体的に 評価して行動しよう 情報と情報技術を適切に 利用するくらしをしよう 情報と情報技術を適切に 利用する習慣を身に付け 情報社会のルールや情報 モラルを守る習慣を付け 消費生活情報を主体的に 吟味する習慣を付けよう 持続可能な社会を目指し たライフスタイルを探そう 消費生活情報を評価、選択 の方法について学び、社会 との関連を理解しよう 血で調べ 生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期 生産・抗通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう 持続可能な社会を目指して ライフスタイルを考えよう 3の行動が環境や : 与える影響を考え 自分や知人の個人情報を 守るなど、情報モラルを知 2.3 主体的な行動、社会や環境への興味を通して、 困ったことがあったら身近 な人に相談しよう 消費に関する情報の集め おや活用の仕方を知ろう 肖費をめぐる物と金銭の 我れを考えよう 5終を回避し、物を安全 こ使う手がかりを知ろう 小遣いを考えて使おう といい。 身の回りの情報から「な ゼ」「どうして」を考えよう 身の回りのさまざまな情 後に何づこう 約束 やきまりを守ろう 〇「見て」、 消費者の参画・協働 消費生活情報 に対する批判的 思考力 情報の収集・処 理・発信能力 消費がもつ 影響力の理解 生活を設計·管 理する能力 情報社会の ルールや情報 モラルの理解 選択し、契約することへの理解 と考える態度 各期の特徴 トラブル対応能 持続可能な 消費の実践

○学んだことを、自らの消費生活にいかすとともに、「見せて」、「話して」、「書いて」他人に伝える。

若年者、高齢者等年齢、性別、障害の有無、 〇各ライフステージでの体系的な実施

幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施。



参考)消費者教育の体系イメージマップ

4	幼児期端かた信づきの体験を	小学生期主体的经验社会	中学生期	高校生期	特に著者	成人期成人的	特に高齢者
合 期の 特徴域	様々なメリンミント戦を 通じて、家族や身の回 りの物事に関心をもち、 それを取り入れる時期	土体的な打割、在云や環境のの興味を通して、 消費者としての素地の 形成が望まれる時期	行動の配品が52%で、 権利と責任を理解し、 トラブル解決方法の 理解が望まれる時期	主任で兄祖して主信の自 理や計画の重要性、社会 的責任を理解し、主体的 な判断が望まれる時期	生活にない、C目上の世 め、消費生活のスタイ ルや価値観を確立し自 らの行動を始める時期	相付的: 株式的がに日立 し、消費者市長社会の 構築に、様々な人々と 協働し取り組む時期	同曲の文後で交のラン も人生での豊富な経験 や知識を消費者市民社 会構築に活かす時期
消費がもつ 影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持とう	消費をめぐる物と金銭の 流れを考えよう	消費者の行動が環境や 経済に与える影響を考え よう	生産 流通 消費 廃棄が環 境、経済や社会に与える影 鬱を考えよう	生産 流通 消費 廃棄が 環境、経済 社会に与える 影響を考える習慣を身に 付けよう	生産 硫通 哨費 廃棄が 環境、経済、社会に与える 影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に 配慮することの大切さを伝え合わる
持続可能な 消費の実践	身の回りのものを大切に しよう	自分の生活と身近な環境 とのかかわりに気づき、物 の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える 影響を考え、環境に配慮 した生活を実践しよう	特続可能な社会を目指して、 ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指し たライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指し たライフスタイルを実践し よう	持続可能な社会に役立つ ライフスタイルについて伝 え合おう
消費者の参画・協働	協力することの大切さを知 ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び 社会課題の解決や、公正 な社会の形成について考 えよう	身近な消費者問題及び社 会課題の解決や、公正な社 会の形成に協働して取り組 むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会 課題の解決や、公正な社 会の形成に向けた行動の 場を広げよう	地域や職場で協働して消費者の他の社会課題を解決し、公正な社会をしくろう	支え合いながら協働して 消費者問題その他の社会 課題を解決し、公正な社 会をつくろう
商品安全の理解と信険を回避する能力	くらしの中の危険や、もの の安全な使い方に気づこ う	危険を回避し、物を安全 に使う手がかりを知ろう	危険を回避し 物を安全 に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらし と消費社会を目指すことの 大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし 方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらし と消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらし の大切さを伝え合おう
トラブル対応能力	困ったことがあったら身近 な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、 トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、 相談機関の利用法を知るう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解 決の法律や制度、相談機 関を利用しよう
選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを 知り、考えよう	商品を適切に選択すると ともに、契約とそのルー ルを知り、よりよい。契約の 仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう で行動しよう 契約とそのルールの活用に ついて理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのパールを理解し、くらしご活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
生活を設計 管理する能力	欲しいものがあったときは、 よく考え、時には我慢する ことをおぼえよう	物や金銭の大切なに気づき 計画的な使い方を考えよう おい遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の 技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的に しよう	主体的に生活設計を立てて みよう 生涯を見通 した生活経済の 管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的な くらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、 生涯を見通した計画的な くらしたしよう	生活環境の変化に対応し 支え合いながら生活を管理しよう
情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情 報に気づこう	消費に関する情報の集め 方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の 収集と発信の技能を身に 付けよう	情報と情報技術の適切な 利用法や、国内だけでなく 国際社会との関係を考えよ う	情報と情報技術を適切に 利用する習慣を身に付け よう	情報と階級技術を適切に 利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報と情報を持続を適りに利用しよう
情報社会の ルールや情報 モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を 守るなど、情報モラルを知 ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望まし、情報社会のあり方 や、情報モラル、セキュリ ティについて考えよう	情報社会のルールや情報 モラルを守る習慣を付け よう	トラブルが少なく 情報モ ラルが守られる情報社会 をつくろう	支え合いながら、トラフル が少なく 情報モラルが守 られる情報社会をつくろう
消費生活情報 に対する批判的 思考力	身の回りの情報から 弦ぜ」 どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特 徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選 択の方法について学び、 意思決定の大切されるう	消費生活情報を評価、選択 の方法について学び、社会 との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に 吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に 評価して行動しよう	支え合いながら消費生活 情報を上手に取り入れよ う

※ 本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領と の対応関係を示すものではありません。

۱ 消費者教育の推進に関する基本的な方針一中間的見直|

平成29年4月 消費者教育推進会議

消費者教育の推進に関する法律

(平成24年法律第61号)

「政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする」(第9条第7項)

消費者教育の推進に関する基本的な 方針 (平成25年6月28日閣議決定) 「…このため、施策の実施状況の把握に努め、それを踏まえた上で見直しを行う。社会経済状況の変化に対応するため、3年を目途に、中間的な見直しをする。」

中間的見直しにあたっては、以下を参考に現状把握を実施

〇都道府県・政令指定都市の消費者施策の状況調査

〇消費者教育推進会議でのヒアリング

〇先駆的プログラムでの取組(地方消費者行政推進交付金制度)

〇各省庁等の施策の状況等

〇消費者委員会提言「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言、成年年齢引下げ対応検討WG報告書」 等

消費者教育推進の現状と課題一中間的見直し一

現状

- •消費者教育の推進に向けた体制の整備は都道府県を , 中心に進みつつある
 - - ・担い手の育成・活用、教材の作成は活発に行われて
- しず。 ・小・中・高等学校の学習指導要領の内容は充実

課題

- ・消費者市民社会の形成に参画することの重要性は 十分に浸透していない
 - コーディネーターの位置づけは明確ではない
- ・消費者教育の拠点化としての消費生活センターの位置付けはまだ明確ではない
- 実践的な内容としての消費者教育は学校間で差がある
- 消費者行政と教育行政の緊密な連携はまだ一部
- ・職域における消費者教育はまだ十分に行われていない

基本方針の見直しに向けて一今後の重点事項

消費者教育の効果的な推進

- 消費者教育の<mark>効果測定、到達目標、優先事項の検討、調査研究</mark> の必要
- 若年者への実践的な消費者教育の強化
- ・消費者市民社会への参画という意識向上は一層重要

都道府県等における施策の促進

- ・消費者教育推進計画、消費者教育推進地域協議会の設置を<mark>市町</mark> <mark>村</mark>へ拡大
 - ・消費者行政と教育行政の連携強化(消費者教育の担い手、コーディネーターの活用・役割強化)
- ・消費生活センターの拠点化の促進

社会情勢の変化に対応した消費者教育の強化

- ・成年年齢引下げ対応としての若年者への消費者教育の強化
 - 高度情報化の進展、国際化、情報リテラシーの向上
- ・制度の変化の周知・情報提供、消費者の知識の習得・活用、事業者の取組も重要

社会や環境を意識した消費行動に関する消費者教育

・消費者自身が消費行動により社会や環境を変えて行くことが可能という意識の向上

~あなたの消費が世界の未来を変える~

「倫理的消費」調査研究会 取りまとめ 東京大学名誉教授 山本良一) (座長: 平成29年4月

倫理的消費(エシカル消費)に取り組む必要性と意義

・課題の解決には、消費者一人一人の行動が不可欠かつ有効 持続可能性の観点から喫緊の社会的課題を多く含有 ・「安さ」や「便利さ」に隠れた社会的費用の意識が必要

消費者の視点

「地域の活性化や雇用なども含む、人

倫理的消費(エシカル消費)

や社会、環境に配慮した消費行動」

(消費者基本計画)

費)」という言葉の認知度は低 いが、基本的な概念は理解 「倫理的消費(エシカル消

> 消費者それぞれが各自にとっての 社会的課題の解決を考慮したり、 そうした課題に取り組む事業者を 応援しながら消費活動を行うこと

①消費という日常活動を通じ社会的 課題の解決に貢献

②商品・サービス選択に第四の尺度 の提供(安全・安心、品質、価格+ 倫理的消費)

③消費者市民社会の形成に寄与 (消費者教育の実践)

障がい者支援につながる

 \prec

フェアトレード商品

寄付付きの商品

配慮の対象とその具体例

事業者の視点

「企業市民」、「企業の社会的 責任」の重要性を認識

①供給工程(サプライチェーン)の 透明性向上

②差別化による新たな競争力の

イメージの向上(資本市場での ③利害関係者からの信頼感、 事業者の評価向上)

行政の視点

くり、地産地消、消費者教育な 人権や環境に配慮したまちづ

Win-Winの関係の構築が国民的 ①消費者と事業者の協働による

活性化などの社会的課題の解決 ②持続可能な社会の実現、地域の

持続可能な社会の形成

消費者の認識と行動 事業者・行政に加え も不可欠

あなたの消費が世界の 可能性を秘めている 倫理的消費は 未来を変える



広く国民間での理解と その先の行動を期待

国民全体による

資源保護等に関する認証

リサイクル製品

エコ商品

議論の場の提供 等の共有

第四の尺度としての意義

地産地消

エシカルファッション

動物福祉

消費者の意識の向上

学校教育などを通じた

ルプロジェクトの実施・展開 全国展開を見据えたモデ

推進方策の方向性

幅広い議論の喚起

(エシカル・ラボ、SNS)

·教材作成、教員向け研修 ·ESD(持続可能な開発の

·消費者教育基本方針等~ ための教育)との連携

事業者による消費者との コミュニケーションの促進、 推進体制の整備

・消費者の声の商品・ サー ・消費者への情報提供

事業者間の連携強化 ビスへの反映

様々な主体、分野の協働に よるムーブメントづくり

・地域におけるプラットフォーム ・ポータルサイト等を通じた情 報提供(認証ラベル等の情報 (推進組織)の試行(徳島県) キャンペーン・表彰の実施 民間団体との連携による

持続可能な開発目標 (SDGs)

つかう責任 つくる責任 目標12:

(持続可能な生産消費形態